

24年産稲の作付について

平成24年2月3日 農林水産省と協議

《24年産米作付に係る国の方針》

23年産米からの放射性セシウムが、新規規制値である100Bq/kg以上検出され地区については、24年産米においても新規規制値を超える米が発生する可能性が否定できないことから、稲の作付を制限し除染・土作りに専念して25年度以降の安心な米の生産を目指す。

○農家所得の確保

作付制限地域に対しては、損害賠償の早期請求・受取が可能である。

○農地の除染と保全管理の実施

農地の除染及び除染後の地力増進作物の作付に対する支援

○試験栽培の実施

公的機関の管理の下で試験栽培を実施

《作付制限地区》

1) 県の緊急調査において500 Bq/kg以上の放射性セシウムが検出された6地区
(旧小国村、旧掛田町、旧富成村、旧月舘町、旧堰本村、旧柱沢村)

2) 県の緊急調査において100 Bq/kg以上の放射性セシウムがエリア内に複数検出された6地区
(旧小手村、旧石戸村、旧霊山村、旧上保原村、旧梁川町、旧富野村)

※新規規制値となる基準を超えた米が生産された圃場が限定的で、要因や効果が明らかな場合、作付制限をしない場合もある。